

令和2年度当初予算要求における予算仕訳について

予算要求科目の要求基準

節	細節	説明	内容
11(10).需用費	07.修繕料	01.修繕料(維持補修支出)	原形復旧に要する修繕料 例)車検、雨漏り修繕、トイレ修繕 等
		02.修繕料(事業用資産)	事業用資産の価値や耐用年数を高める修繕 例)防災無線屋外スピーカーの追加 古くなった揚水ポンプの取り換え 等
		03.修繕料(インフラ資産)	インフラ資産の価値や耐用年数を高める修繕 例)アスファルト舗装の張り替え 等
13(12).委託料	01.委託料(物件費)	説明コード00は使用せず、すべての委託料について説明名称を作成し要求すること。 施設管理委託料等の名称により、複数の契約をまとめて要求しないこと。	資産の取得に関係しない業務委託料 例)保守管理業務委託、清掃業務委託、ごみ収集業務委託、検診委託等
	02.委託料(事業用資産)		当該年度中に取得する事業用資産に関する委託料 例)設計業務委託、監理業務委託、登記委託等
	03.委託料(インフラ資産)		当該年度中に取得するインフラ資産に関する委託料 例)測量業務委託、設計業務委託、登記委託等
	04.委託料(その他資産)		当該年度中に取得するその他資産に関する委託料 例)システム改修または導入業務委託等 ※システム保守は細節01で要求すること
	05.委託料(建仮・事業用資産)		翌年度以降に取得する事業用資産に関する委託料 (債務負担行為を計上したもの) 例)設計業務委託、監理業務委託、登記委託等
	06.委託料(建仮・インフラ資産)		翌年度以降に取得するインフラ資産に関する委託料 (債務負担行為を計上したもの) 例)測量業務委託、設計業務委託、登記委託等
	07.委託料(建仮・その他資産)		翌年度以降に取得するその他資産に関する委託料 (債務負担行為を計上したもの) 例)システム改修または導入業務委託等 ※システム保守は細節01で要求すること
15(14).工事請負費	01.工事請負費(維持補修支出)	維持補修支出及びインフラ資産については説明コード00で要求すること。 事業用資産については説明名称を作成して要求すること。	原形復旧等修繕に近い工事で資産の価値や耐用年数を高めるものでないもの。 例)〇〇住宅外壁塗装工事 市道〇〇線陥没復旧工事 等
	02.工事請負費(事業用資産)		事業用資産の取得のための工事 例)市民会館建設工事 防災行政無線デジタル化整備工事 等
	03.工事請負費(インフラ資産)		インフラ資産の取得のための工事 例)市道〇〇線改良工事
	04.工事請負費(建仮・事業用資産)		年度をまたぐ工事請負費
	05.工事請負費(建仮・インフラ資産)		
17(16).公有財産購入費	01.用地購入費	01.用地購入費(事業用資産)	事業用資産に係る用地購入費
		02.用地購入費(インフラ資産)	インフラ資産に係る用地購入費
18(17).備品購入費	01.備品購入費(資産)	説明名称を作成して要求すること。	パソコン及び50万円以上の備品の購入。
	02.備品購入費(資外)	説明コード00で要求すること。	50万円未満の備品の購入

※節の()内数字は、令和2年4月1日以降の節番号

予算科目ごとの執行例(修繕料、委託料、工事請負費)

節	細節	説明	執行例または想定される内容
11 (10)	07.修繕料	01.修繕料(維持補修支出)	機能回復を目的とした修繕 ※車検、トイレ漏水修繕、雨漏り修繕、割れたガラスの取り換え、市道等の原形復旧など
		02.修繕料(事業用資産)	建物の機能強化につながる修繕 ※壊れたドアを自動ドアにする場合など
		03.修繕料(インフラ資産)	インフラの機能強化につながる修繕 ※公園遊具の取り換えなど
13 (12)	01.委託料(物件費)	契約業務ごとに名称作成	広報たまたな配布委託
			電気保安管理委託
			樹木剪定等委託
			ごみ収集委託
			貯水槽清掃業務委託
			橋梁点検業務委託
			赤川排水機場点検整備業務委託
			建物の基本設計業務委託
			建物・インフラ等の機能回復を目的とした設計業務委託
			雨水排除ポンプ設置委託
			災害復旧に伴う設計業務委託(原形復旧のため)
	02.委託料(事業用資産)	年度中に事業が完了するもの。 契約業務ごとに名称作成	実施設計業務委託 工事監理業務委託 所有権移転登記業務委託
03.委託料(インフラ資産)	年度中に事業が完了するもの。 契約業務ごとに名称作成	測量設計業務 所有権移転登記業務委託 インフラの機能強化(市道拡幅、改良、長寿命化)を目的とした設計業務委託	
04.委託料(その他資産)	年度中に事業が完了するもの。 契約業務ごとに名称作成	基幹業務システム等のカスタマイズに要する経費。 ※法改正等に伴う改修は01.委託料(物件費)で要求すること。	
05.委託料(建仮・事業用資産)	事業完了が翌年度以降となるもの。 契約業務ごとに名称作成	実施設計業務委託 工事監理業務委託	
06.委託料(建仮・インフラ資産)	事業完了が翌年度以降となるもの。 契約業務ごとに名称作成	測量設計業務委託(栗ノ尾石橋線) インフラの機能強化(市道拡幅、改良、長寿命化)を目的とした設計業務委託	
07.委託料(建仮・その他資産)	事業完了が翌年度以降となるもの。 契約業務ごとに名称作成	基幹業務システム等のカスタマイズに要する経費。 ※法改正等に伴う改修は01.委託料(物件費)で要求すること。	
15 (14)	01.工事請負費(維持補修支出)	説明コード00で要求	建物・インフラ等の機能回復を目的とした工事請負費
	02.工事請負費(事業用資産)	工事ごとに説明名称を作成	新規で事業用資産を取得する際の工事請負費 既存の事業用資産の機能強化、長寿命化を目的とした工事請負費
	03.工事請負費(インフラ資産)	説明コード00で要求	インフラの機能強化(市道拡幅、改良、長寿命化)を目的とした工事請負費
	04.工事請負費(建仮・事業用資産)	事業完了が翌年度以降となるもの。 工事ごとに説明名称を作成	新規で事業用資産を取得する際の工事請負費 既存の事業用資産の機能強化、長寿命化を目的とした工事請負費
	05.工事請負費(建仮・インフラ資産)	事業完了が翌年度以降となるもの。 説明コード00で要求	インフラの機能強化(市道拡幅、改良、長寿命化)を目的とした工事請負費

※節の()内数字は、令和2年4月1日以降の節番号

経費の削減及び活用調書

課名()

①増額を行いたい経費

(単位:千円)

款	項	目	細目、細目名	経費名及び増額理由、方法等	R2要求額	R1予算額	差額
							0
							0
							0
合 計 額					0	0	0

②経費の削減(①のための財源確保対策)

(単位:千円)

款	項	目	細目、細目名	毎年支出していた経費のうちで削減する又は削減してもよい経費及び削減方法	R2要求額	R1予算額	差額
							0
							0
							0
合 計 額					0	0	0

※この調書は必須ではありません。特に強調したいものがある場合のみ作成して下さい。

玉名市補助金交付基準

補助金の交付に際しては、以下の項目を総合的に勘案して適否を決定するものとする。

第1 基本的事項に関すること

1 事業の公共性

- ア 住民自治の向上につながるもの
- イ 少子高齢化社会への対策に寄与するもの
- ウ 市民の福祉・健康の増進が図られるもの
- エ 市民の安全で安心な生活に寄与するもの
- オ 環境対策に寄与するもの
- カ 市民の教育・文化・スポーツ振興に寄与するもの
- キ 市民のボランティア活動を誘発するもの
- ク 地域経済の活性化に寄与するもの

2 事業の効果性

- ア 補助金の交付に対して効果が認められること。
- イ 事業活動の発想や着眼点に、先見性・発展性が見られ将来においても必要とされる可能性があること。
- ウ 市民と行政との協働化社会の構築に向けての役割分担の中で、真に補助すべき内容であること。

3 団体等の適格性

- ア 会計処理が適切であること。
- イ 補助金収入の割合が適切であること。構成員から会費を徴収するなど自主財源の確保に努めていること。
- ウ 事業目的に応じ、補助対象経費と対象外経費が明確に区分されていること。
- エ 活動内容が団体の目的と合致していること。
- オ 適正な監査機能を有していること。

第2 補助対象経費に関すること

1 事業費補助の原則

- ア 団体運営経費にかかる補助は原則対象としない。ただし、設立間もない団体においては、運営基盤が弱い場合においては自立できる一定期間3年を限度に補助することが出来る。
- イ 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等、公益的事業に直結しない経費については対象としない。詳細は別表のとおりとする。

対象外項目	説明
人件費	補助団体の役員や構成員に対する手当など運営にかかる経費。 ただし、事業を推進するために必要であると認められる人件費は除く。
研修費	補助事業と直接関係のない慰労的視察研修。 ただし、事業を推進するために必要であると認められる研修費は除く。
懇親会費	
食糧費	予算科目としての「食糧費」だけでなく「会議費」や「研修費」、「事業費」に含まれる飲食に係る経費。 ただし、事業実施に必要な講師やボランティア等への食事やお茶の提供は除く。
慶弔費・交際費	
備品購入費	ただし、事業を推進するため必要であると認められる場合は除く。
負担金	上部団体への負担金や加入組織への会費等に係る経費。
助成費	別の団体への助成金や物品などの援助に係る経費。 ただし、下部組織に助成金等の名目で支出している場合は、事業内容を精査の上、補助金を充当することができる。
積立金	基金等への積立。
その他	社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費。

2 補助率、補助単価等の明確化

法令等であらかじめ決まっているものや国県の基準に従い交付するものを除き、原則補助対象経費の1/2以内とする。ただし、補助率を定めて交付することがその性質上なじまない補助金についてはこの限りでない。

第3 補助期間について

1 終期設定の原則

ア 補助期間については、通算3年をもって終了するよう終期を設定すること。

ただし、継続する必要がある場合は3年経過後に補助金見直し基準に基づき審査し、方向性を判断する。

イ 国や県の制度によるものは、国や県の補助終了をもって終了することを原則とするが、継続する必要性がある場合は補助金見直し基準に基づき審査し、方向性を判断する。

玉名市補助金見直し基準

補助金の交付が通算で3年を経過したものや長時間継続して交付されているものあるいは補助の目的及び効果が不明確な補助金について見直しを行うため「継続(見直しを含む)」、「廃止」、「支出科目見直し」の方向性に沿った見直し基準を定める。

第1 見直し基準

1 継続(見直しを含む)

ア 法令等により補助の実施が義務付けられているもの。

イ 国、県の補助金を財源の一部とする補助金で、市の負担が義務的であるもの。ただし、事業の実施方法等について市に裁量がある場合は、市民の負担のバランス等を考慮し、事業内容を見直すこと。

ウ 補助金交付基準に適合しており、補助の必要性が認められるもの。

エ 団体運営に対する補助で、継続の必要性が特に認められるもの。

2 廃止

(1) 既存の団体運営に対する補助で、長期となっているもの。

(2) 施策の浸透、普及等により補助目的が達成されたもの。

(3) 社会情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの。

(4) 補助の目的が十分達成されていないなど、事業効果が不明確または乏しいものや、事業目的が曖昧になっているもの。

(5) 明らかに自立が認められる団体であるため、交付対象から外すべきもの。

(6) 補助金交付基準に適合していないと思われる事業又は団体等に対する補助。

3 支出科目の見直し(補助金から直接経費へ)

市が直接実施しなければならない事業を団体等が行っているものに対し補助している場合などで、その支出科目について見直しを図る。

玉名市が支出する協議会等負担金概要調書

(単位:千円)

所属所名	区分	予算コード	款	項	目	細目	細々目
負担金名称	協議会等名	事務局			構成員	根拠規定の整備状況	
H30決算額	千円	R1予算額			千円		
R2要求額	千円	開始年度	年度	終了年度	年度		
積算根拠							

事業目的		
事業内容		
加入の必要性		
継続分	指摘事項	
	指摘事項に対する対応状況	
財政課所見		

協議会等の収支

R2年度予算額					
収入			支出		
名称	金額	説明・算出基礎	名称	金額	説明・算出基礎
計	0		計	0	
財源内訳	会費、負担金				
	繰越金(R1→R2)				
	その他の収入				
	計		0		

記入例

玉名市が支出する協議会等負担金概要調書

(単位:千円)

所属所名	〇〇課	区分	継続	予算コード	款	〇	項	〇	目	〇	細目	〇	細々目	〇
負担金名称	協議会等名		事務局			構成員			根拠規定の整備状況					
〇〇協議会負担金	〇〇協議会		熊本県〇〇課			県内全市町村			有					
H30決算額	100	千円	R1予算額			100			千円					
R2要求額	100	千円	開始年度	H20	年度	終了年度		年度						
積算根拠	市:一律100千円 町村:一律50千円													

事業目的	県内自治体の様々な意見を集約し、国や国会議員に要望することで、地域の実情に応じた予算計上がなされ、県民総幸福量の最大化に寄与することを目的とする。													
事業内容	①関係省庁への要望活動 ②市町村担当者への研修会の開催													
加入の必要性	本協議会は県内全市町村で構成されており、本市の地域の実情を国に説明することにより、地域の要望に応じた予算計上がなされるため加入が必要である。													
継続分	指摘事項	繰越金過大。負担金額の見直しを求める。												
	指摘事項に対する対応状況	要望活動を増やすことで、繰越金を減少させることで合意した。												
財政課所見														

協議会等の収支

R2年度予算額					
収入			支出		
名称	金額	説明・算出基礎	名称	金額	説明・算出基礎
負担金収入	1,500	10市10町	会議費	500	会場費など
繰越金	1,400		活動費	1,000	要望活動旅費など
雑収入	100		事務局費	1,300	人件費、需用費など
			研修会開催費	200	講師謝礼など
計	3,000		計	3,000	
財源内訳	会費、負担金		1500		
	繰越金(R1→R2)		1400		
	その他の収入		100		
	計		3,000		

令和2年度玉名市一般会計当初予算の大まかな収支見通し

【歳入】

(単位:百万円、%)

	平成31年度 A	令和2年度 B	比較 B-A	伸率 (B-A)/A	備考
自主財源	市税	6,863	7,007	144	2.1 地財仮試算(+2.1%)
	分担金及び負担金	313	313	0	0.0 前年同
	使用料及び手数料	299	299	0	0.0 "
	財産収入	35	28	-7	-21.4 "
	寄附金	110	250	140	127.3 ふるさと納税(R元決算見込)
	繰入金	2,846	300	-2,546	△ 89.5 財政調整基金皆減、市有施設整備基金皆減、減債基金300,000
	繰越金	184	184	0	0.0 前年同
	諸収入(収益・委託除く)	317	291	-27	-8.4 ※カーボン分依存財源にて計上の為調整している
小計	10,968	8,672	△ 2,296	△ 20.9	
依存財源	地方譲与税	267	261	△ 6	△ 2.4 地財仮試算(▲2.4%)
	利子割交付金	17	17	0	0.0 地財仮試算(0.0%)
	配当割交付金	36	36	0	0.0 "
	株式等譲渡所得割交付金	23	23	0	0.0 "
	地方消費税交付金	1,374	1,374	0	0.0 "
	ゴルフ場利用税交付金	19	19	0	0.0 "
	自動車取得税交付金	33	0	△ 33	皆減 "
	環境性能割交付金	14	14	0	0.0
	地方特例交付金	50	51	1	1.7 地財仮試算(▲54.4%)…子ども・子育て支援臨時交付金分の減
	普通交付税	8,300	8,400	100	1.2 地財仮試算(4.0%) ※H30 8,447,065 ※H31 8,759,707
	特別交付税	700	700	0	0.0
	交通安全対策特別交付金	8	8	0	△ 3.1 地財仮試算(△3.1%)
	(国庫支出金)	4,761			
	(県支支出金)	3,183			県議・参議・県知事 +75,406 (前回実績分より人件費除く×1.1)
	国庫支出金計	7,944	7,485	△ 460	△ 5.8 財政課試算
	その他の収入	136	162	27	0.0 カーボンマネージメント強化事業 H31当初135,836 ⇒ R2見込149,032千円
	諸収入(委託事業収入)	2	2	0	0.0 前年同
	市債	4,317	2,713	△ 1,604	△ 37.2 財政課試算(通常分 1,973,400、臨財債 740,000(地財仮試算+3.2%))
小計	23,240	21,265	△ 1,976	△ 8.5	
合計	34,208	29,936	△ 4,272	△ 12.5	

【歳出】

(単位:百万円、%)

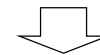
	平成31年度 A	令和2年度 B	比較 B-A	伸率 (B-A)/A	備考
義務的経費	人件費	4,756	4,898	142	3.0 職員数+7名(H31,503人⇒R2,510人)任期付・再任用含む会計年度任用職員制度移行による増 82,777千円
	扶助費	7,358	7,689	331	4.5 地財仮試算(社会保障費+4.5%)
	公債費	3,754	3,865	110	2.9 R元借入見込(9月補正) 利率0.7%(H30利率見直し分反映済)元金 3,665,202千円 + 利子 199,429千円
	小計	15,868	16,452	584	3.7
投資的経費	普通建設事業費	6,920	4,273	△ 2,647	△ 38.3 財政課試算(普通建設事業調べ) 小中学校大規模改修、漁港施設、道路整備など
	災害復旧事業費	11	11	0	0.0 前年同
	小計	6,932	4,285	△ 2,647	△ 38.2
その他の経費	物件費	3,207	3,132	△ 75	△ 2.3 7・1・7 19節(9月現計分) 272,270-174,728-2,512=▲95,030
	維持補修費	387	387	0	0.0 前年同
	補助費等	4,466	4,302	△ 164	△ 3.7 7・1・7 19節(9月現計分) ▲174,728 県体準備・実行委員会負担金 10,930
	積立金	26	120	93	356.0 R2財産収入見込 27,504 + 繰越金×1/2
	投資及び出資金	0	0	0	— 前年同
	貸付金	127	127	0	0.0 "
	繰出金	3,165	3,270	105	3.3 地財仮試算(国保・後期高齢・介護+3.1%)
小計	11,378	11,338	△ 40	△ 0.4	
予備費	30	30	0	0.0	
合計	34,208	32,104	△ 2,104	△ 6.1	

歳入	29,936	-	歳出	32,104	=	△ 2,168	百万円
----	--------	---	----	--------	---	---------	-----

総務省の概算要求において、地方財政対策については、一般財源総額を実質的に前年度の水準を下回らないよう確保するとされているものの、現時点の収支見通しでは**22億円程度**の財源不足が見込まれる。

さらに、今後の国の予算編成及び地方財政対策の動向によっては、厳しい財政運営を強いられる可能性がある。

また、現在普通交付税に加算されている合併算定替が平成28年度から縮減されており、令和3年度には上乗せがなくなるため、現在の財政規模では大幅な財源不足となる。



将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、更なる歳入の確保と歳出の削減が必要